

小山工業高等専門学校所属不動産管理規則

制 定 平成16年4月1日

最終改正 平成18年4月1日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)所属の不動産の管理及び処分に関する事務の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則(以下「機構規則」という。)及びこの規則の定めるところによる。

(不動産の事務の総括)

第2条 本校所属の不動産(以下「不動産」という。)の総括事務は、上司の命を受け総務課長が処理する。

(監守区域・監守者等)

第3条 不動産管理役は、不動産の適正な管理を図るため、建物の構造及び配置状況等を勘察して監守区域を定め、当該監守区域の不動産を監守する職員(以下「監守者」という。)及び補助監守者を任命する。

(監守区域・監守者等の任命基準)

第4条 前条の監守区域、監守者及び補助監守者の任命は、別表第1の不動産監守者等任命基準によるものとする。

(火元責任者)

第5条 監守者は、各室ごとに火元責任者を指定して、当該監守区域の監守者の事務のうち、特に火気取扱いについての事務を補助させるものとする。

2 前項の火元責任者の指定の基準は、別表第2によるものとし、指定したとき又は指定替をしたときは不動産管理役に報告するものとする。

(監守者の責務)

第6条 監守者は、その担当監守区域の不動産について次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 不動産利用状況の点検
 - 二 火気使用箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底
 - 三 化学実験室、燃料庫における危険薬品、燃料等の管理状況の点検整備
 - 四 電気及びガス器具の管理状況の点検整備
 - 五 消火器具の点検整備
 - 六 防火用水の点検整備
 - 七 避雷装置の点検整備
 - 八 屋根及び樋等のき損状況の点検整備
 - 九 排水施設の点検整備
 - 十 土地の境界標その他標識類の点検整備
 - 十一 その他監守上必要と認める事項
- 2 補助監守者は、前項に規定する監守者の行う業務を補助しなければならない。
- 3 建物等の鍵の取扱いについては、別表第3に定めるところによる。

(不動産の監守計画)

第7条 不動産の監守計画は、この規則及び次に掲げるものの定めるところによる。

- 一 小山工業高等専門学校宿日直規程(昭和41年4月1日制定)
- 二 小山工業高等専門学校防災管理規程(昭和44年4月1日制定)
- 三 学寮事務宿直者勤務要領並びに心得(昭和41年9月1日制定)

(不動産に異状を認めた場合の措置)

第8条 監守者は、その監守区域内の不動産について破損その他第6条第1項各号にかかわる異状を認めた場合、軽易なものについては別表第4の施設修繕等要求書を総務課に提出して、速やかに修繕等の措置をなし、重大なものについては事情を詳記した書面を不動産管理役に提出し、その指示を受けるものとする。

(事故による滅失、き損の報告)

第9条 監守者は、その監守区域内の不動産について天災、火災その他の事故により滅失し、又はき損した場合は、直ちに当該滅失又はき損について次の各号に掲げる事項を記載した報告書を不動産管理役に提出しなければならない。

- 一 事故発生の原因及び日時
- 二 被害の状況
- 三 事故の詳細な経過及び保全のためとった応急措置
- 四 平素の管理状況
- 五 その他参考事項

(不動産の使用)

第10条 本校の教職員、学生その他の者が不動産を使用するに当たっては、当該財産の管理に関する業務に支障を及ぼさないようにしなければならない。

2 不動産を本校関係者以外の者に使用させる場合の取扱いについては、別に定めるところによる。

(建物の居住禁止)

第11条 不動産である建物は、宿舍、寄宿舍を除くほか、何人も居住することができない。ただし、不動産の管理上必要がある場合は、この限りでない。

(寄宿舍の管理)

第12条 寄宿舍の管理については、この規則の定めるもののほか、小山工業高等専門学校学寮規則(昭和44年4月1日制定)及び小山工業高等専門学校寮生心得(昭和49年4月11日制定)の定めるところによる。

(不動産管理役の専決)

第13条 不動産の管理に関して、この規則に定めのない事項で定めを必要とする場合は、不動産管理役の裁定するところによるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。